

◎新潟県告示第139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の関川水系土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年2月18日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市大字高津335番地2 橋本 玲子

〃 上越市三和区野3343番地 鈴木 澄子

就任年月日 令和7年2月4日